

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示		ページ
○救急病院の認定	(医療薬務課)	1
○介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	2
○介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業所の名称及び所在地の変更の届出	(“)	3
○介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の廃止の届出	(“)	5
○介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の辞退の届出	(“)	7
○漁港漁場整備法に基づき保管した所有者不明の工作物等の返還	(漁港課)	8
公 告		
○特定非営利活動法人の設立認証の申請(2件)	(男女共同参画・NPO課) 〈8・24揭示〉	8
高知県教育委員会規則		
◎高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則		8
◎高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置に関する規則の一部を改正する規則		9

告 示

高知県告示第551号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成19年9月4日

高知県知事 橋本 大二郎

医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
いずみの病院	高知市薊野北町二丁目10番53号	平19・9・1	平22・8・31

高知県告示第552号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者、同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者及び同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成19年9月4日

高知県知事 橋本 大二郎

介護保険事業所番号	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
3970102673	社会福祉法人C I J 福祉会 高知市長浜6598-4	平成19年1月1日	訪問介護事業所桂浜 高知市長浜6598-4 訪問介護 介護予防訪問介護 通所介護事業所桂浜 高知市長浜6598-4 通所介護 介護予防通所介護 短期入所生活介護事業所桂浜 高知市長浜6598-4 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 特別養護老人ホームシーサイドホーム桂浜 高知市長浜6598-4 介護老人福祉施設 居宅介護支援事業所桂浜 高知市長浜6598-4 居宅介護支援
3970102624	株式会社みのり 高知市役知町19番15号	平成19年1月1日	居宅介護支援事業所みのり 高知市役知町19番15号 居宅介護支援
3952180036	社会福祉法人香南会 香南市赤岡町1160番地1	平成19年1月1日	老人保健施設しお風 香南市赤岡町1186番地1 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション
3970102657	医療法人仁生会 高知市越前町一丁目10-17	平成19年1月1日	細木ユニティ病院 高知市西町100 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

3970200220	社会福祉法人ふるさと自然村 南国市岡豊町中島1535	平成19年1月8日	デイサービスセンターさんさん 室戸市領家270-1 通所介護 介護予防通所介護
3910510407	医療法人恵水会 土佐市蓮池1004-1	平成19年1月15日	通所リハビリテーションひろせ 土佐市蓮池1004-1 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション
3970500157	社会福祉法人土佐厚生会 南国市左右山290-2	平成19年1月20日	デイサービスセンターとさ 土佐市波介1244-1 介護予防通所介護
3970102483	株式会社古今ソリューションズ 高知市竹島町427-3	平成19年2月1日	介護サービス古今 高知市北竹島町427-3 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与
3970400374	有限会社ヘルパーステーションさち 南国市東山町一丁目479	平成19年2月1日	デイサービスセンターさち 南国市東山町一丁目479 通所介護 介護予防通所介護
3970400382	株式会社美空 南国市立田1524-2	平成19年2月15日	デイサービスみそら 南国市十市1524-2 通所介護 介護予防通所介護
3970400390	医療法人地塩会 南国市後免町三丁目1番27号	平成19年3月12日	デイサービスセンター727(センブツセブン) 南国市浜改田1277番地1 通所介護 介護予防通所介護
3970102681	株式会社和 高知市宇津野20-38	平成19年3月15日	でいさびず和 高知市宇津野20-38 通所介護 介護予防通所介護

高知県告示第553号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条、第82条及び第115条の5の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業所の名称及び所在地の変更について、次のとおり届出があった。

平成19年9月4日

1 事業所の名称の変更

高知県知事 橋本 大二郎

介護保険事業所番号	事業所の旧名称	事業所の新名称	事業所の所在地及び事業の種類	変更年月日
3912511411	前田病院デイサービスセンター指定通所介護事業所	前田病院デイサービスセンター	高岡郡越知町越知甲2133番地 通所介護	平成19年1月24日
3912511411	前田病院デイサービスセンター指定介護予防通所介護事業所	前田病院デイサービスセンター	高岡郡越知町越知甲2133番地 介護予防通所介護	平成19年1月24日
3970100966	株式会社アレンド	株式会社アレンド a i c o [あいこ]	高知市朝倉西町一丁目10-16 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	平成19年3月22日

2 事業所の所在地の変更

介護保険事業所番号	事業所の旧所在地	事業所の新所在地	事業所名及び事業の種類	変更年月日
3972400646	吾川郡春野町東諸木3058番地1	吾川郡春野町南ヶ丘一丁目8番2	居宅介護支援事業所はるの若菜荘 居宅介護支援	平成19年1月1日
3970200170	室戸市領家4番地6	室戸市領家270番地1	ヘルパーステーションさんさん 訪問介護 介護予防訪問介護	平成19年1月8日
3970100388	高知市桜馬場4番12号	高知市鴨部一丁目10-27	訪問介護サンケア・土佐 訪問介護 介護予防訪問介護	平成19年1月21日
3970100040	高知市桜馬場4番12	高知市鴨部一丁目10-27	ケアマネージャーステーション桜馬場 居宅介護支援	平成19年1月21日
3970102202	高知市朝倉南町6-17 メゾンF u j i 206	高知市朝倉己299-1	ヘルパーステーションファミール 訪問介護	平成19年2月3日
3970400309	南国市小籠941番地1 西内アパート	南国市元町三丁目3-5	ヘルパーステーションさち 訪問介護 介護予防訪問介護	平成19年3月15日
3970400317	南国市小籠941番地1 西内アパート	南国市元町三丁目3-5	居宅介護支援事業所サチ 居宅介護支援	平成19年3月15日
3970100966	高知市葛島二丁目3-75	高知市朝倉西町一丁目10-16	株式会社アレンド a i c o [あいこ] 福祉用具貸与	平成19年2月22日

介護予防福祉用具貸与
特定福祉用具販売
特定介護予防福祉用具販売

高知県告示第554号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条、第82条及び第115条の5の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について、次のとおり届出があった。

平成19年9月4日

高知県知事 橋本 大二郎

介護保険事業所番号	届出者の名称及び主たる事務所の所在地	廃止年月日	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
3970900167	有限会社SMK 宿毛市桜町3-8	平成19年1月11日	ケアホームみなみ 宿毛市桜町3-8 訪問介護
3970100040	株式会社サンケア・土佐 高知市鴨部一丁目10-27	平成19年1月31日	ケアマネジャーステーション桜馬場 高知市鴨部一丁目10-27 居宅介護支援
3910117658	クリニックひろと 高知市長浜4823	平成19年1月31日	クリニックひろと 高知市長浜4823 短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護
3970101691	株式会社ANCHOR・CORPORATION 高知市東久万88番地34	平成19年1月31日	指定居宅介護支援事業所ばなな 高知市東久万88番地34 居宅介護支援
3970101733	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	平成19年3月31日	アイリスケアセンターくま 高知市中久万210-18 居宅介護支援
3972400356	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	平成19年3月31日	アイリスケアセンターいの 吾川郡いの町1700番地 居宅介護支援
3972100378	特定非営利活動法人NPOハートフル 高知市種崎728番地9	平成19年3月31日	NPOハートフル 香南市野市町東野555番地18 居宅介護支援
3970101428	特定非営利活動法人NPOハートフル 高知市種崎728番地9	平成19年3月31日	居宅介護支援事業所ハートプラン 高知市種崎728番地9 居宅介護支援

3970500348	有限会社ハートケア 高知市介良乙987番地7 メゾンド山崎2F201号	平成19年3月31日	ヘルパーステーションとさケア 土佐市高岡町甲1889番地37 訪問介護 介護予防訪問介護
3972500346	四万十農業協同組合 高岡郡四万十町榊山町586-2	平成19年3月31日	J A 四万十ホームヘルプサービス 高岡郡四万十町榊山町586-2 訪問介護 介護予防訪問介護
3912511411	医療法人前田会 高岡郡越知町越知甲2133番地	平成19年3月31日	前田病院デイセンター 高岡郡越知町越知甲2133番地 通所介護 介護予防通所介護
3962190017	医療法人土佐楠目会 香美市土佐山田町百石町一丁目12-1	平成19年3月31日	訪問看護ステーションとさやまだ 香美市土佐山田町548 訪問看護 介護予防訪問看護
3960190035	医療法人仁生会 高知市越前町一丁目10番17号	平成19年3月31日	訪問看護ステーション高知 高知市一宮西町1-7-25 三愛病院内 訪問看護 介護予防訪問看護
3972400539	仁淀川町 吾川郡仁淀川町大崎393-2	平成19年3月31日	仁淀川町居宅介護支援事業所 吾川郡仁淀川町土居甲921-1 居宅介護支援
3972400125	財団法人仁淀川町介護公社 吾川郡仁淀川町大崎264-2	平成19年3月31日	仁淀川町介護公社 吾川郡仁淀川町大崎264-2 訪問介護 介護予防訪問介護 訪問入浴 介護予防訪問入浴 居宅介護支援
3972400174	財団法人仁淀川町介護公社 吾川郡仁淀川町大崎264-2	平成19年3月31日	デイサービスセンター「とちの木園」 吾川郡仁淀川町大崎366-2 通所介護 介護予防通所介護
3972400182	財団法人仁淀川町介護公社 吾川郡仁淀川町大崎264-2	平成19年3月31日	デイサービスセンター「岩丸荘」 吾川郡仁淀川町岩丸848 通所介護

			介護予防通所介護
3972400505	財団法人仁淀川町介護公社 吾川郡仁淀川町大崎264-2	平成19年3月31日	デイサービスセンター「せいらん荘」 吾川郡仁淀川町長者乙2435 通所介護 介護予防通所介護
3972400612	財団法人仁淀川町介護公社 吾川郡仁淀川町大崎264-2	平成19年3月31日	仁淀川町介護公社 吾川郡仁淀川町大崎264-2 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
3972500841	四万十町 高岡郡四万十町茂串町3-2	平成19年3月31日	居宅介護支援事業所大正 高岡郡四万十町大正380 居宅介護支援
3972500833	四万十町 高岡郡四万十町茂串町3-2	平成19年3月31日	居宅介護支援事業所十和 高岡郡四万十町昭和502-2 居宅介護支援

高知県告示第555号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の辞退について、次のとおり届出があった。

平成19年9月4日

高知県知事 橋本 大二郎

介護保険事業所番号	届出者の名称及び主たる事務所の所在地	辞退年月日	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
3910117658	楠瀬 博人 高知市長浜4823	平成19年1月31日	クリニックひろと 高知市長浜4823 介護療養型医療施設
3910710163	松本 政美 四万十市中村山手通45番地	平成19年3月31日	松本病院 四万十市中村山手通45番地 介護療養型医療施設

高知県告示第556号

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件(以下「工作物等」という。)を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)は、平成19年12月3日までに当該工作物等の返還を受けることができる。

平成19年9月4日

宇佐漁港漁港管理者

高知県知事 橋本 大二郎

1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量

- (1) FRP船1隻(船名及び船舶番号不明 船長3.5メートル 船幅1.4メートル)
(2) FRP船1隻(船名及び船舶番号不明 船長5.1メートル 船幅1.8メートル)
(3) FRP船1隻(船名及び船舶番号不明 船長5.1メートル 船幅2.0メートル)
(4) FRP船1隻(船名不明 船舶検査済票(250-26418)はり付け 船長5.04メートル 船幅1.9メートル)
(5) 水上バイク1隻(船名及び船舶番号不明 船長2.8メートル 船幅1.01メートル)
(6) 水上バイク1隻(船名不明 船舶検査済票(282-14857)はり付け 船長2.8メートル 船幅1.01メートル)
(7) 水上バイク1隻(船名不明 船舶検査済票(282-13376)はり付け 船長2.8メートル 船幅1.01メートル)
(8) 水上バイク1隻(船名不明 船舶検査済票(282-6584)はり付け 船長2.8メートル 船幅1.01メートル)
(9) 水上バイク1隻(船名不明 船舶検査済票(282-13950)はり付け 船長2.8メートル 船幅1.01メートル)

2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時

土佐市宇佐町宇佐字橋田浜2752番4 宇佐漁港しおかぜ公園 平成19年8月20日午前11時

3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

平成19年8月20日午後3時
土佐市宇佐町宇佐字汐浜2839番81地先

4 所有者等の行うべき措置

所有者等は、期限までに高知県中央西土木事務所の指示に従い、工作物等の返還を受けること。

5 漁港管理者の措置

宇佐漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。

6 問い合わせ先

吾川郡いの町1381 高知県中央西土木事務所維持管理第1班(電話番号088-893-2114)

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成19年8月24日から2週間高知県文化環境部男女共同参画・NPO課において縦覧に供する。

平成19年8月24日(揭示済)

高知県知事 橋本 大二郎

Table with 5 columns: 申請のあった年月日, 名称, 代表者の氏名, 主たる事務所の所在地, 定款に記載された目的. Row 1: 平成19年8月24日, 特定非営利活動法人地方行政支援センター, 窪 則光, 高知市城見町8番7号窪ビル1階, この法人は、地域住民の専門能力を活かして、国及び地方自治体と住民との間に立ち、質の高い専門的知識や役務を住民相互に提供し、地方行政の自立化と発展を図るとともに、住民にとってもっとも身近な行政サービスの実現をはかるための支援活動を行うことを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成19年8月24日から2週間高知県文化環境部男女共同参画・NPO課において縦覧に供する。

平成19年8月24日(揭示済)

高知県知事 橋本 大二郎

Table with 5 columns: 申請のあった年月日, 名称, 代表者の氏名, 主たる事務所の所在地, 定款に記載された目的. Row 1: 平成19年8月24日, 特定非営利活動法人デジタルこうち推進協会, 東川 孝, 高知市江陽町10番24号, この法人は、高知県および県内の各市町村行政や団体等と連携し、県内の一般住民や難視聴地域の住民組織等に対して、地上デジタル化に伴う各種設計調査事業やデジタル化に関する普及活動を行い、情報通信技術の発展により誰もが等しく日常生活での利便性を享受できる情報化社会づくりと地域社会の発展に寄与することを目的とする。

教育委員会規則

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月4日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県教育委員会規則第18号

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則(平成14年高知県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「4,390,000円」を「4,370,000円」に、「5,860,000円」を「5,820,000円」に、「5,040,000円」を「4,940,000円」に、「6,720,000円」を「6,580,000円」に、「5,730,000円」を「5,610,000円」に、「7,630,000円」を「7,470,000円」に、「6,420,000円」を「6,270,000円」に、「8,550,000円」を「8,360,000円」に、「690,000円」を「670,000円」に、「920,000円」を「890,000円」に改め、同表備考(2)中「又はこれら」を「、又はこれら」に、「260,000円」を「180,000円」に改める。別記第1号様式中「備考に記載してあります」を「裏面の備考

に記載しています」に改め、同様式裏面中「記入しないで」を「記載しないで」に改め、同様式備考中「次の各号に」を「次に」に、「備考欄」を「備考」欄に、「住民票」を「住民票の写し」に、「第323条第1項の規定により」を「第323条の規定に基づき」に、「2に」を「※2に」に、「又はこれら」を「、又はこれら」に、「確認できる」を「確認することができる」に、「又は別葉」を「、又は別葉」に改める。

別記第1号様式の2中「備考に記載してあります」を「裏面の備考に記載しています」に改め、同様式裏面中「記入しないで」を「記載しないで」に改め、同様式備考中「次の各号に」を「次に」に、「備考欄」を「備考」欄に、「住民票」を「住民票の写し」に、「第323条第1項の規定により」を「第323条の規定に基づき」に、「2に」を「※2に」に、「又はこれら」を「、又はこれら」に、「確認できる」を「確認することができる」に、「又は別葉」を「、又は別葉」に改める。

別記第1号様式の4中「備考に記載してあります」を「裏面の備考に記載しています」に改め、同様式裏面中「平成 年 月 日」

を
「 年 月 日」

に、「記入しないで」を「記載しないで」に改め、同様式備考中「次の各号に」を「次に」に、「備考欄」を「備考」欄に、「住民票」を「住民票の写し」に、「2に」を「※2に」に、「又はこれら」を「、又はこれら」に、「確認できる」を「確認することができる」に、「又は別葉」を「、又は別葉」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別記第1号様式、別記第1号様式の2及び別記第1号様式の4の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に奨学金の貸与の決定を受ける者について適用し、同日前に奨学金の貸与の決定を受けた者に係る奨学金の貸与については、なお従前の例による。



高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月4日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県教育委員会規則第19号

高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置に

関する規則の一部を改正する規則

高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置に関する規則（昭和44年高知県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

「

高知県立 中村養護 学校	知的障害	本校	小学部 中学部 高等部	普通科
	肢体不自 由	幡多希望 の家分校	小学部 中学部 高等部	普通科

」

を

「

高知県立 中村養護 学校	知的障害	本校	小学部 中学部 高等部	普通科
--------------------	------	----	-------------------	-----

」

に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。